

# 兵庫県公報

平成29年6月23日 金曜日 第2911号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○平成30年度兵庫県立総合衛生学院の入学試験の実施（医務課）	1
○土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	3
○土地改良区の定款の変更認可（同）	4
○県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	4
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	5
○同上（同）	6
○公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	9
○同上（同）	9
○同上（同）	9
○都市計画の変更の図書の写しの縦覧（都市計画課）	9
○重要調整池に係る検査の結果（北播磨県民局）	10
公 告	
○大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	10
○同上（同）	11
○同上（同）	12
○同上（同）	13
○同上（同）	14
○同上（同）	15
○大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同）	16
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	16

## 告 示

### 兵庫県告示第650号

兵庫県立総合衛生学院学則（昭和46年兵庫県規則第76号）第12条第2項の規定により、平成30年度兵庫県立総合衛生学院入学試験を次のとおり実施する。

平成29年6月23日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 1 試験期日、試験科目等

学 科	募 集 人 員	修業 年限	受 験 資 格	試 験 期 日	試 験 科 目
助産学科	一般 20人 程度	1年	保健師助産師看護師法 （昭和23年法律第203号） 第21条各号のいずれかに 該当する女子（本学院入 学時において該当する見 込みの者を含む。）	第1次試験 平成30年1月15日（月） 午前9時50分から	学科試験 基礎看護学・小児 看護学・母性看護学
				第2次試験 平成30年1月16日（火） 午前9時30分から	1 小論文 2 面接（第1次試験 合格者に限る。）
看護学科 2年課程 （全日制）	一般 40人 程度	2年	准看護師として3年以上業務に従事している者 （本学院入学時において	学科試験 平成30年1月17日（水） 午前9時50分から	1 学科試験 (i) 専門基礎科目・ 専門科目（准看護

			該当する見込みの者を含む。)又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第1項の規定に該当する(本学院入学時において該当する見込みの者を含む。)准看護師(本学院入学時において当該免許を取得している見込みの者を含む。)	面接 平成30年1月18日(木) 午前9時30分から	師試験に準ずる。 看護実践に必要な数学を含む。) (2) 国語(近代以降の文章) 2 面接
看護学科 2年課程 (定時制)	一般 24人 程度	3年	准看護師として3年以上業務に従事している者(本学院入学時において該当する見込みの者を含む。)又は学校教育法第90条第1項の規定に該当する(本学院入学時において該当する見込みの者を含む。)准看護師(本学院入学時において当該免許を取得している見込みの者を含む。)	学科試験 平成30年1月17日(水) 午前9時50分から 面接 平成30年1月18日(木) 午前9時30分から	1 学科試験 (1) 専門基礎科目・ 専門科目(准看護師試験に準ずる。 看護実践に必要な数学を含む。) (2) 国語(近代以降の文章) 2 面接
	社会人 16人 程度	3年	次の全てに該当する者 1 准看護師として県内の施設で3年以上業務に従事している者(本学院入学時において該当する見込みの者を含む。) 2 本学院卒業後、県内に勤務する予定の者 3 平成30年4月1日現在で23歳以上である者	学科試験 平成30年1月17日(水) 午前9時50分から 面接 平成30年1月18日(木) 午前9時30分から	1 学科試験 専門基礎科目・専門科目(准看護師試験に準ずる。看護実践に必要な数学を含む。) 2 面接
歯科衛生 学科	推薦 20人 程度	3年	次の全てに該当する者 1 県内の高等学校又は中等教育学校を平成30年3月卒業見込みで当該学校長が推薦した者 2 調査書の学習成績概評がB段階以上の者 3 合格した場合、必ず本学院に入学し、卒業後、県内に勤務する予定の者	学科試験 平成29年11月14日(火) 午前9時45分から 面接 平成29年11月15日(水) 午前9時00分から	1 学科試験 国語(近代以降の文章) 2 面接

一般 20人 程度	3年	学校教育法第90条第1項の規定に該当する者 (本学院入学時において 該当する見込みの者を含む。)	第1次試験 平成30年1月15日(月) 午前9時50分から	学科試験 (1) 国語 (近代以降の 文章) (2) 英語
			第2次試験 平成30年1月16日(火) 午前9時30分から	面接 (第1次試験合格 者に限る。)

2 試験場所

神戸市長田区海運町7丁目4番13号 兵庫県立総合衛生学院

3 受験手続

(1) 提出書類

入学願書 (兵庫県立総合衛生学院において、平成29年6月30日 (金) から同年12月11日 (月) まで配布する。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。) に、下記(4)の受験料 (定額小為替) を添えて、簡易書留で郵送すること。

(2) 提出期間 (いずれも、提出期間最終日までの消印のあるものに限り受け付ける。)

学 科	区分	提 出 期 間
助産学科	一般	平成29年12月1日 (金) から同月11日 (月) まで
看護学科2年課程 (全日制)	一般	平成29年12月1日 (金) から同月11日 (月) まで
看護学科2年課程 (定時制)	一般	平成29年12月1日 (金) から同月11日 (月) まで
	社会人	同 上
歯科衛生学科	推薦	平成29年10月30日 (月) から同年11月4日 (土) まで
	一般	平成29年12月1日 (金) から同月11日 (月) まで

(3) 提出先

〒653-0052 神戸市長田区海運町7丁目4番13号 兵庫県立総合衛生学院

(4) 受験料

2,200円 (定額小為替)

4 受験についての問合せ先

兵庫県立総合衛生学院

電話 (078) 733-6611 (代表)



兵庫県告示第651号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成29年6月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

草谷川土地改良区

退任役員

役員の区分

氏 名

住 所

理 事

亀 尾 龍 一

加古郡稲美町草谷301番地の1

同

大 山 隆 造

同 郡同 町草谷59番地の155

同

井 澤 重 幸

同 郡同 町下草谷113番地

同

藤 田 忠 雄

同 郡同 町草谷1096番地

同

大 竹 宏 樹

同 郡同 町草谷280番地の2

同	前 川 善 保	同 郡同	町草谷250番地
同	藤 本 恭 浩	同 郡同	町草谷258番地
同	前 川 良 勝	同 郡同	町草谷231番地
同	宮 本 利 幸	同 郡同	町草谷234番地
同	井 澤 吉 清	同 郡同	町下草谷120番地の 1
同	井 澤 康 晴	同 郡同	町下草谷340番地の140
同	井 澤 幸 憲	同 郡同	町下草谷340番地の115
同	井 澤 勝 則	同 郡同	町下草谷401番地の183
監 事	井 澤 忠 次	同 郡同	町下草谷401番地の113
同	藤 本 泰 利	同 郡同	町草谷530番地の 1
同	藤 本 義 昭	同 郡同	町草谷726番地

就任役員

役員の区分

氏 名

住 所

理 事	井 澤 康 晴	加古郡稲美町下草谷340番地の140
同	前 川 良 勝	同 郡同 町草谷231番地
同	藤 田 忠 雄	同 郡同 町草谷1096番地
同	藤 本 義 昭	同 郡同 町草谷726番地
同	大 竹 秀 男	同 郡同 町草谷297番地の 1
同	大 竹 宏 樹	同 郡同 町草谷280番地の 2
同	藤 本 忠	同 郡同 町草谷254番地の 3
同	魚 住 龍 平	同 郡同 町草谷236番地
同	辻 本 克	同 郡同 町草谷1146番地の20
同	井 澤 貞 良	同 郡同 町下草谷103番地の 1
同	長谷川 道 生	同 郡同 町下草谷40番地の44の 1
同	井 澤 達 文	同 郡同 町下草谷340番地の168
同	井 澤 正 明	同 郡同 町下草谷340番地の138
監 事	藤 本 泰 利	同 郡同 町草谷530番地の 1
同	大 山 隆 造	同 郡同 町草谷59番地の155
同	井 澤 勝 則	同 郡同 町下草谷401番地の183



兵庫県告示第652号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
平成29年 6 月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
蛸草土地改良区	平成29年 5 月11日
吉安土地改良区	同 月22日



兵庫県告示第653号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第 1 項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成29年 6 月 9 日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができる。

平成29年 6月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	御手洗池地区	平成29年 6月23日から 同 年 7月13日まで	淡路市役所



**兵庫県告示第654号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成29年 6月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
日本毛織株式会社印南工場  
加古川市米田町船頭440番地  
工場長 近 藤 浩 行
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
日本毛織株式会社印南工場  
加古川市米田町船頭440番地
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	19号チ 薬液浸透施設		
能 力	2,000kg／日		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後2箇月		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	6時～22時 16時間		
使用時間の季節的変動の概要	な し		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	7～9	5～10
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg / L)	1,500	2,500
	化学的酸素要求量 (単位 mg / L)	1,500	2,500
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg / L)	1,000	2,000
	窒 素 含 有 量 (単位 mg / L)	20	30

燐 含 有 量 (単位 mg/L)	2	3
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	1,000	2,000
使用時において当該特定施設から排出 される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)	1	2

備考 既存特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

## 2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成29年6月23日から同年7月14日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び加古川市環境部環境政策課



## 兵庫県告示第655号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成29年6月23日

兵庫県知事 井戸 敏三

## 1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
赤穂化成株式会社  
赤穂市坂越329番地  
代表取締役社長 池上良成
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
赤穂化成株式会社  
赤穂市坂越329番地
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	27号イ ろ過施設 (No. 1)	27号イ ろ過施設 (No. 2)		
能	力	14.72m <sup>2</sup>	18m <sup>3</sup> /時		
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	同 左		
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後1箇月	同 左		
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	同 左		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		7時～19時 6時間	7時～19時 1時間		
使用時間の季節的変動の概要		なし	同 左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	6～8	6～9	6～8	6～9
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	10	20	10	20
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	50	100	50	100
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	3	5	3	5
	リン 含 有 量 (単位 mg/L)	0.2	0.4	0.2	0.4
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)		5	8	1	1.5

備考 既設特定施設を廃止するとともに、排水口を共用する別事業場が特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量が減少する。

## 2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成29年6月23日から同年7月14日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び赤穂市市民部環境課

27号口 遠心分離機		27号又 廃ガス洗淨施設	
650kg/時		40m <sup>3</sup> /分	
既 設		許可後	
既 設		着手後 1 箇月	
許可後		完成後	
24時間連続		同 左	
同 左		同 左	
通常	最大	通常	最大
4～5	3～6	6～8	6～8
—	—	—	—
10	30	2	10
10	20	5	10
5	10	5	20
0.5	1	0.2	0.4
90	150	0.5	1





**兵庫県告示第656号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省近畿地方整備局兵庫国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成29年 6 月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点2点 移設）
- 2 作業期間  
平成26年 9 月 1 日から平成29年 5 月31日まで
- 3 作業地域  
芦屋市浜町



**兵庫県告示第657号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、たつの市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成29年 6 月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（道路台帳図データ更新）
- 2 作業期間  
平成29年 2 月 4 日から同年 3 月21日まで
- 3 作業地域  
たつの市の一部



**兵庫県告示第658号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、明石市住吉3丁目土地区画整理組合理事長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成29年 6 月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間  
平成29年 4 月10日から同年 5 月 9 日まで
- 3 作業地域  
明石市魚住町住吉三丁目地内



**兵庫県告示第659号**

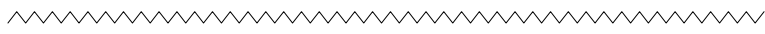
都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成29年 6 月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
芦 屋 市	阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画）道路	7. 6. 363号駅前広場西線

尼 崎 市	阪神間都市計画道路	3. 5. 622号庄下橋線ほか8路線
宝 塚 市	阪神間都市計画防砂の施設	
明 石 市	東播都市計画道路	3. 5. 523号鳥羽中央線ほか1路線
相 生 市	西播都市計画道路	3. 6. 504号那波佐方線
赤 穂 市	西播都市計画道路	3. 5. 551号網崎線
朝 来 市	和田山都市計画下水道	朝来市公共下水道



**兵庫県告示第660号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

平成29年 6月23日

北播磨県民局長 貝 塚 史 利

- 1 重要調整池の所在地  
加東市天神字北山1228番18  
同 市天神字北谷965番
- 2 重要調整池の所有者等の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
大林道路株式会社	東京都千代田区猿樂町二丁目 8 番 8 号	長谷川 仁

**公 告**

**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成29年 6月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 イオン明石ショッピングセンター  
所在地 明石市大久保町ゆりのき通三丁目3の2ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
神鋼不動産株式会社	神戸市中央区脇浜海岸通二丁目2番4号	花 岡 正 浩
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲一丁目2番1号	飯 盛 徹 夫
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	岡 崎 双 一
上新電機株式会社	大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号	中 嶋 克 彦
- 3 変更事項
  - (i) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
神鋼不動産株式会社	神戸市中央区脇浜海岸通二丁目2番4号	公 文 康 進
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲一丁目2番1号	中 野 武 夫

## イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
神鋼不動産株式会社	神戸市中央区脇浜海岸通二丁目2番4号	花岡正浩
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲一丁目2番1号	飯盛徹夫

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	岡崎双一
株式会社小川珈琲クリエイツ	京都市右京区西京極北庄境町75番地	小川秀明
イオンペット株式会社 外25者	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	小川明宏

## イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	岡崎双一
株式会社小川珈琲クリエイツ	京都市右京区西京極北庄境町19番地	小川秀明
イオンペット株式会社 外26者	千葉県市川市南八幡四丁目17番8号	大島学

## 4 変更年月日

平成29年4月1日ほか

## 5 届出年月日

平成29年5月31日

## 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

## (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

## (2) 縦覧期間

平成29年6月23日から4月間

## 7 意見書の提出期限及び提出先

## (1) 提出期限

平成29年10月23日

## (2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成29年6月23日

兵庫県知事 井戸敏三

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン西宮店

所在地 西宮市林田町51-1

## 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 三井住友信託銀行株式会社

住所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

代表者の氏名 橋本 勝

## 3 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(1) 変更前

常 陰 均

(2) 変更後

橋 本 勝

4 変更年月日

平成29年 4 月 1 日

5 届出年月日

平成29年 5 月 31 日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成29年 6 月 23 日から 4 月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成29年10月23日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成29年 6 月 23 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 加古川ショッピングデパート

所在地 加古川市平岡町新在家615-1

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

|    |    |        |
|----|----|--------|
| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|----|----|--------|

|             |                    |        |
|-------------|--------------------|--------|
| イオンリテール株式会社 | 千葉県美浜区中瀬一丁目 5 番地 1 | 岡崎 双 一 |
|-------------|--------------------|--------|

|             |                      |        |
|-------------|----------------------|--------|
| みずほ信託銀行株式会社 | 東京都中央区八重洲一丁目 2 番 1 号 | 飯盛 徹 夫 |
|-------------|----------------------|--------|

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

|    |    |        |
|----|----|--------|
| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|----|----|--------|

|             |                      |        |
|-------------|----------------------|--------|
| みずほ信託銀行株式会社 | 東京都中央区八重洲一丁目 2 番 1 号 | 中野 武 夫 |
|-------------|----------------------|--------|

イ 変更後

|    |    |        |
|----|----|--------|
| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|----|----|--------|

|             |                      |        |
|-------------|----------------------|--------|
| みずほ信託銀行株式会社 | 東京都中央区八重洲一丁目 2 番 1 号 | 飯盛 徹 夫 |
|-------------|----------------------|--------|

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

|    |    |        |
|----|----|--------|
| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|----|----|--------|

|             |                    |        |
|-------------|--------------------|--------|
| イオンリテール株式会社 | 千葉県美浜区中瀬一丁目 5 番地 1 | 岡崎 双 一 |
|-------------|--------------------|--------|

|        |                     |        |
|--------|---------------------|--------|
| 株式会社三城 | 東京都中央区銀座一丁目 7 番 7 号 | 加賀 純 一 |
|--------|---------------------|--------|

|                      |                 |         |
|----------------------|-----------------|---------|
| 株式会社スイートガーデン<br>外28者 | 京都市中京区聚楽廻東町2番地9 | 清 水 元   |
| イ 変更後                |                 |         |
| 名称                   | 住所              | 代表者の氏名  |
| イオンリテール株式会社          | 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 | 岡 崎 双 一 |
| 株式会社三城               | 東京都中央区銀座一丁目7番7号 | 澤 田 将 広 |
| 株式会社スイートガーデン<br>外38者 | 神戸市西区高塚台五丁目4番地1 | 富 川 俊 昭 |

4 変更年月日

平成29年4月1日ほか

5 届出年月日

平成29年5月31日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成29年6月23日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成29年10月23日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成29年6月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 阪急宝塚商業ゾーン商業棟

所在地 宝塚市栄町一丁目150-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 阪急電鉄株式会社

住所 大阪府池田市栄町1番1号

代表者の氏名 杉 山 健 博

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

ア 変更前

(仮称) 阪急宝塚商業ゾーン商業棟

イ 変更後

阪急宝塚商業ゾーン商業棟

(2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

ア 変更前

角 和 夫

イ 変更後

杉 山 健 博

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 日本トイザラス株式会社  
住所 川崎市幸区大宮町1310番地  
代表者の氏名 和 田 浩 子

イ 変更後

名称 日本トイザラス株式会社  
住所 川崎市幸区大宮町1310番地  
代表者の氏名 アンドレ A. ジェイブス

4 変更年月日

平成29年 4月 1日ほか

5 届出年月日

平成29年 5月25日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成29年 6月23日から 4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成29年10月23日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5丁目10番 1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成29年 6月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 トナリエ清和台  
所在地 川西市清和台東三丁目 1番地 8

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社りそな銀行  
住所 大阪市中央区備後町二丁目 2番 1号  
代表者の氏名 東 和 浩

3 変更事項

大規模小売店舗の名称

(1) 変更前

ガーデンモール清和台

(2) 変更後

トナリエ清和台

4 変更年月日

平成29年 5月 9日

- 5 届出年月日  
平成29年6月1日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
平成29年6月23日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
平成29年10月23日
  - (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成29年6月23日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 イオンモール加西北条  
所在地 加西市北条町北条字鳥居元323-3ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 

| 名称           | 住所                | 代表者の氏名 |
|--------------|-------------------|--------|
| 三井住友信託銀行株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 | 橋本 勝   |
| 株式会社ヤマダ電機    | 群馬県高崎市栄町1番1号      | 山田 昇   |
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前
 

| 名称           | 住所                | 代表者の氏名 |
|--------------|-------------------|--------|
| 三井住友信託銀行株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 | 常陰 均   |
    - イ 変更後
 

| 名称           | 住所                | 代表者の氏名 |
|--------------|-------------------|--------|
| 三井住友信託銀行株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 | 橋本 勝   |
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前
 

| 名称          | 住所                | 代表者の氏名 |
|-------------|-------------------|--------|
| イオンリテール株式会社 | 千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1   | 梅本 和典  |
| 株式会社ヤマダ電機   | 群馬県高崎市栄町1番1号      | 山田 昇   |
| 株式会社ワールド    | 神戸市中央区港島中町六丁目8番1号 | 寺井 秀蔵  |
    - イ 変更後
 

| 名称          | 住所                | 代表者の氏名 |
|-------------|-------------------|--------|
| イオンリテール株式会社 | 千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1   | 岡崎 双一  |
| 株式会社ヤマダ電機   | 群馬県高崎市栄町1番1号      | 山田 昇   |
| 株式会社ワールド    | 神戸市中央区港島中町六丁目8番1号 | 上山 健二  |

外39者

4 変更年月日

平成29年 4月 1日ほか

5 届出年月日

平成29年 5月30日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成29年 6月23日から 4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成29年10月23日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗に対する市町の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成29年 6月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）明石西インター南計画

所在地 明石市魚住町清水2464番1

2 同法第8条第1項の規定により明石市から聴取した意見の概要

(1) 法令に基づく届出及び規制基準の遵守

ア 建設リサイクル法の届出が必要な工事の場合は届け出ること。

イ 下水道法対象施設の設置計画がある場合は協議すること。

ウ 事業所における騒音の規制基準を遵守するよう努めること。

(2) 近隣の中学校、小学校、幼稚園の登下校や登降園時等における安全対策

ア 南側市道は通学路となっているため、南出口には登下校時に交通整理員を2名以上配置するとともに、通学路と認識できるよう看板等を設置し、児童の安全確保に努めること。

イ 南側市道に設ける南出口については、当該道路に設けられている近隣店舗の出入口と同様に、午後9時から翌午前10時まで閉鎖し、登校時等の安全確保に努めること。

ウ 南側市道については、南出口から東方向が車両の抜け道として通行されることが考えられるため、南出口における左折禁止の周知徹底及び交通整理員への指導の徹底に努めること。

エ 東側市道は通学路となっているため、計画図面に明記しているように、当該道路から敷地内への車両進入防止を徹底し、登下校時の安全確保に努めること。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成29年 6月23日から 1月間



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。



平成29年 6月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
芦屋市三条町219番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
西宮市松籟荘11番15号  
株式会社ハウジングネットワーク 代表取締役 川 島 柱 賢
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成28年 6月21日  
兵庫県指令神北（宝土）（建）第1－3号（28芦屋）